

青少年育成事業「BG レンジャー」 要 領

テーマ：地域ぐるみの子育て

1. 目 的

「自分たちのふるさとを創っていく青少年をどう育てていくのか」「地域の青少年の問題は何か」「青少年に必要な体験は」などを地域の人が集まって考え、大人と子どもが触れ合っ
(世代間交流)、解決に向けての取り組みを行なっていくこと

2. 対象団体

この事業の目的に賛同し、事業を推進するために新たに組織された実行委員会
(営利・宗教・政治を主たる目的とした団体は除く)

3. 団体構成員

- ①地域内（隣組以上）在住の20才以上の成人5名以上で構成
- ②構成員の中に、地域内の役員（組長含む）を含むこと

4. 対象事業

公民館を中心（拠点）としながら、地域での「青少年の課題」「青少年に必要な体験」などを発見・検討し、その解決手段となる事業（地域の教育力が高まる事業）

※補助金終了後も、事業目的に向けての取り組みを続けていくこと（補助金終了後も報告して下さい）

例) 公民館通学合宿、地域マップづくり、公民館寺子屋事業、ホテルを呼び戻そう事業、子ども防犯パトロール隊

5. 対象とならない事業

例) 大人を中心とした事業、子どもが受身となっている事業、参加者限定で地域に広がりが見られない事業

6. 補助の内容

対象事業に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

- ①補助金交付事業数は、5事業程度とする。（選考の上、決定します）
- ②補助金の交付期間は1年を基本（事業の期間は、4月1日より翌年の3月31日までの間）とするが、事業の性格や地域事情など、継続することによって効果が見込まれる場合は、翌年も継続して補助を受けることができる。ただし、2年を限度とするが、新事業については3年を限度に交付することができる。（事業計画の内容については、社会教育委員や教育委員会からアドバイスを受けること）
- ③補助金額

| | 1年目 | 2年目 | 3年目（新規事業のみ） |
|------|-------|------|-------------|
| 補助金額 | 最高10万 | 最高7万 | 最高3万 |

- ④地域で既に実施している事業の場合は、より子どもの主体性・自主性を深めたものや参加対象を拡大したものなどを対象とする。
- ⑤この補助金を受けたことのある地域より、初めて申請する地域を優先する。

7. 補助対象経費

①補助金の対象となる主なもの（領収書の名前は、必ず実行委員会名とすること）

| 項目 | 内 訳 |
|--------------|--|
| 報 償 費 | 講師謝金・指導者謝金（実行委員会メンバーは対象外） |
| 旅 費 | 講師・指導者の旅費 |
| 需 用 費 | 消耗品・印刷費・材料費（調理実習材料など）・ガス等使用料など |
| 役 務 費 | 郵便料・傷害保険 |
| 使用料及び 賃借料 | 物品・映画フィルム等の使用料、機械・自動車・会場等の賃借料 |
| 備品購入費 | 1品10,000円以上の品（消費税を含む） ※できるだけ購入しない方法を工夫してみてください。補助金終了を見据えた購入にしてください。 |

②補助金の対象とならないもの（自主財源でお願いします）

- ・委員報酬、職員報酬、臨時職員賃金
- ・実行委員会加盟団体の団体運営費
- ・食糧費（お弁当やお茶、お菓子など）

8. 補助の併用の禁止

本事業と、筑紫野市からの補助及び公金の併用はできない。

9. 手 続 き

- (1) 青少年育成事業「BG レンジャー」の補助金の交付を受けようとする実行委員会は、指定された期日までに申請書（様式第1号）、事業計画書（様式1-2）、収支予算書（様式1-3）、実行委員名簿（様式1-4）を提出する。
- (2) 社会教育委員の会（平成22年6月1日頃）において、申請事業内容に関する説明を行う。
- (3) 交付決定通知書（様式第2号）を受けた実行委員会は、補助金の請求を行い、補助金の交付を受ける。
- (4) 社会教育委員の会及び教育委員会からのアドバイスを参考にし、事業を行う。
- (5) 補助金の交付を受けた実行委員会は、事業終了後すみやかに実績報告書（様式第3号）、事業報告書（様式3-2）、収支決算書（様式3-3）、支出根拠の書類を提出する。
- (6) 翌年も引き続き補助を受けようとする実行委員会は、継続用の申請書・報告書を提出する。

10. その他

事業の成果については、もやい等で報告していただきます。

11. 申し込み期間 平成22年4月19日（月）～5月14日（金）

申請・問い合わせ先：生涯学習課 青少年担当 TEL918-3535